

個人企業経済調査規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○個人企業経済調査規則（昭和五十年総理府令第五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（委託の報告）</p> <p>第九条 都道府県知事は、統計法施行令（昭和二十四年政令第三百十号）別表第二備考第一号の規定により同表四の項下欄第三号、第四号及び第六号に掲げる事務（第十一条において「調査票の配布・取集等に関する事務」という。）を民間事業者に委託して行うこととしたときは、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（統計調査員の身分を示す証票）</p> <p>第十条 （略）</p>	<p>（統計調査員の身分を示す証票）</p> <p>第九条 （略）</p>
<p>（調査の方法）</p> <p>第十一条 個人企業経済調査は、調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次条第三項において同じ。）又は統計法施行令別表第二備考第一号の規定により調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民間事業者を使用される者（同項において「民間事業者等」という。）が調査票を担当調査区内の調査事業所ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。</p>	<p>（調査の方法）</p> <p>第十条 個人企業経済調査は、調査員（第八条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次条において同じ。）が調査票を担当調査区内の調査事業所ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。</p>
<p>（申告の義務及び方法）</p>	<p>（申告の義務及び方法）</p>

第十二条 (略)

2 (略)

3 前二項の申告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び調査員又は民間事業者等の質問に答えることにより行うものとする。

(調査票等の提出)

第十三条 (略)

(結果の公表等)

第十四条 (略)

(調査票等の保存)

第十五条 (略)

第十一条 (略)

2 (略)

3 前二項の申告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。

(調査票等の提出)

第十二条 (略)

(結果の公表等)

第十三条 (略)

(調査票等の保存)

第十四条 (略)